補足説明書

徳島県警察本部警務部会計課

1 委託業務名

R 7 警営 航空隊他 松・豊久他 建築設備等定期点検業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の 対象外業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に警察本部会計課へ連絡をし、了解を得ること。 なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 質疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前(休日・入札開始日を除く)の正午までに、書面により警察本部会計課に提出すること。

書面の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送(上記期日・時間に係員の手元に必着)、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。)によるものとする。

提出先 徳島県警察本部警務部会計課営繕担当

住所 〒770-8510 徳島市万代町2丁目5-1

電話 088-622-3101 7ァクシミリ 088-622-9487 電子メール eizen3@police.pref.tokushima.jp

※質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

6 注意事項

契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

7 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書(営繕課指定様式)を2部提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

8 ウィークリースタンス

当発注業務において、ウィークリースタンスを実施する。

実施内容については「ウィークリースタンス実施要領」によることとする。